



令和7年度 愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修
体制整備担当者向け（設置者・管理者・サービス管理責任者等）

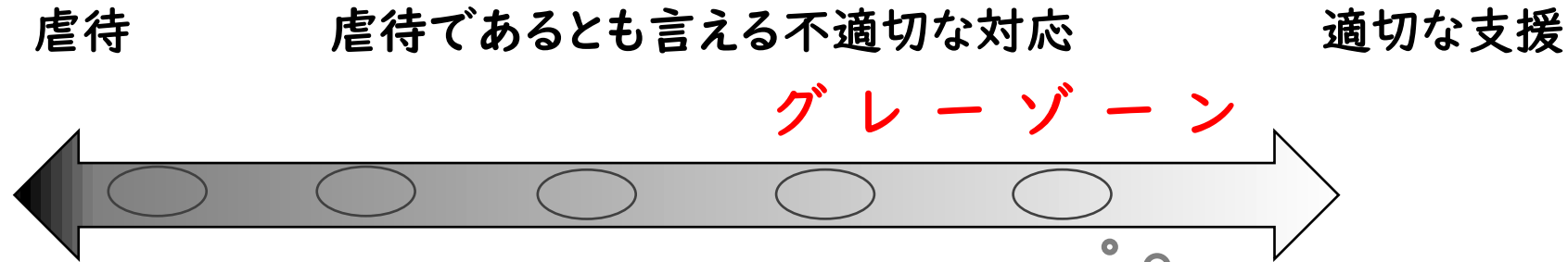
虐待防止・身体拘束等適正化に向けて③

虐待・身体拘束のとらえ方 白か黒かの二択でしょうか

社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛知県済生会
愛知県三河青い鳥医療療育センター
三浦 宏太



「ちょっと気になる対応」(虐待の芽)を考える



虐待防止の近道は「虐待の芽」を摘むこと!

「ちょっと
気になる対応」
(虐待の芽)

『どこまでなら虐待にならないか?』

『ちょっと気になる対応だけど、
まあいいか!』



この「意識」を改める

⇒ そのためには、支援者が「この対応は大丈夫か?」という意識を持ち、
自分や他職員の「ちょっと気になる対応」に気づき、指摘すること



「ちょっと気になる対応(虐待の芽)」は
「無意識の思い込み」から発生しているかもしれない

- ・障害福祉の支援現場では、「障害があるからこれくらいいいのではないか」と無意識に思い込んで行う言動が、人権を侵害している場合がある
 - ・「無意識の思い込み」が「虐待の芽」につながっている可能性がある
- ① 公用車で利用者さんと自分だけの時、自分のスマホを操作する
← 利用者さんと一緒の時、自分のスマホをさわってもいいと思ってしまう
 - ② 利用者さんと接するとき、必要以上に身体を触る
← 知的障害者だから子供扱いしてもいいと思ってしまう
 - ③ 他の利用者さんがいる前で、利用者さんを注意する
← 利用者さんをみんなの前で、すぐに注意していいと思ってしまう
 - ④ 利用者さんのいる所で、他職員とそこにいない職員の噂や悪口を言う
← 他職員の悪口をいっても、利用者さんは気にしないと思ってしまう



「ちょっと気になる対応(虐待の芽)」は 「自分が利用者さんだったらどう思うか？」

- ・ドアが開けっぱなしのトイレ
- ・車いすを押すときの声かけなし
- ・業務中の職員の会話
- ・年齢にふさわしくない接し方
- ・訴えに対して故意に無視
- ・利用者の言動をからかう
- ・指示・命令口調で話す
- ・家族の意向を優先
- ・部屋に勝手に入る
- ・腕を無理やりつかむ
- ・不安になるような言葉を掛ける
- ・常に忙しいと言う
- ・熱いコーヒーを差し出す
- ・背中を押して早く進めようとする
- ・個人より集団生活を優先する
- ・本人の意思を無視して勝手に決めてしまう
- ・自分で食べられるのに全介助で食事
- ・本人ができることまで介助
- ・他者から見える位置で衣類の着脱を介助
- ・スキンシップとして不必要に利用者に触る
- ・靴の左右反対を放置
- ・手首をつかみ引率する
- ・ヨレヨレの服で外出させる
- ・靴下の左右の模様が違う
- ・居室、廊下、トイレ等の汚れに無関心
- ・職員間の狎れ合い(礼を欠く言動)
- ・服の見えるところに名前が書いてある
- ・障害特性を理解しないまま支援する
- ・職員研修が行われていない
- ・記録がきちんと書かれていない



虐待判断されているのは虐待の一部ではないか

表面化する虐待

(通報、虐待判断されるケース)

隠れた虐待

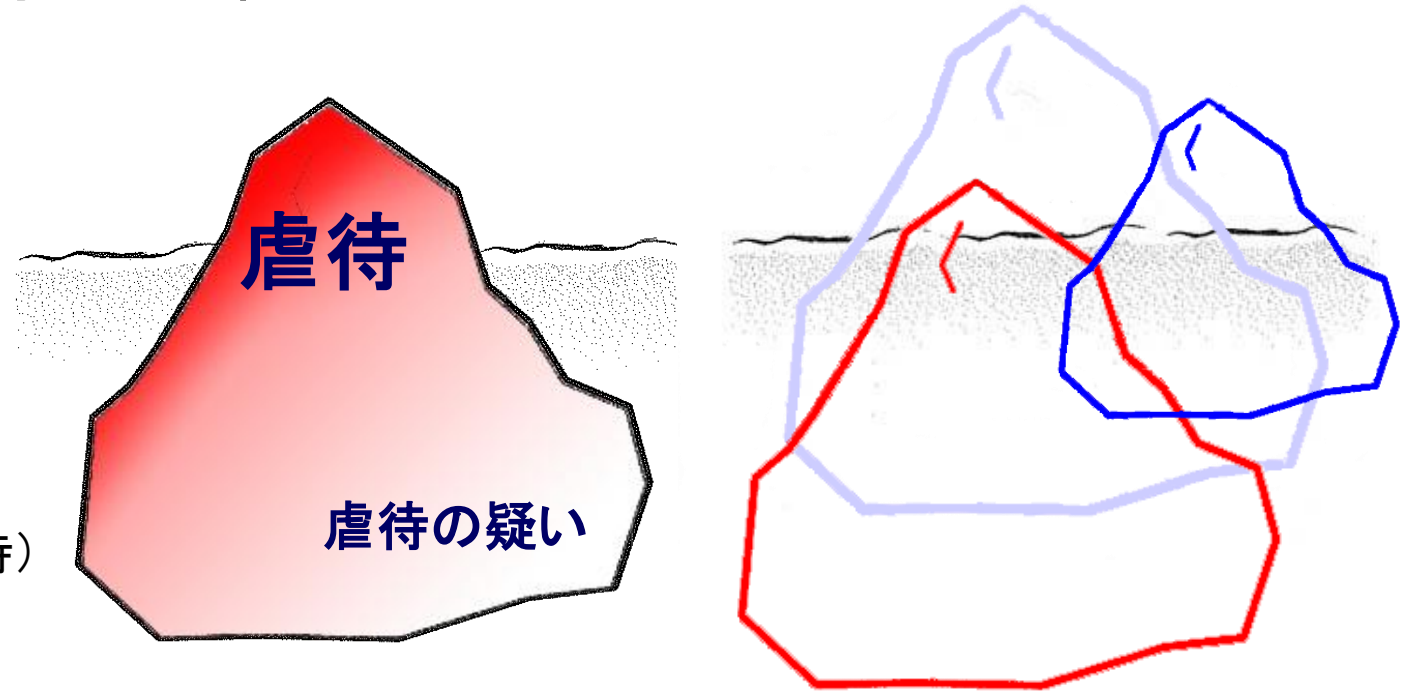
(通報されず、表面化しないケース)

虐待の疑い

(不適切な支援。虐待を広く捉えれば虐待)

ここが小さくならないと

表面化する虐待も減らない。



現在は、隠れた虐待が多くて、表に出る虐待はごく少ないのではないかと (赤)

これからは、隠さないで対応する事例を多くしていかなければ (水色)

さらには、全体が小さくなっていくように (青)

法の規定ぶりを狭く解釈せずに、手引きにあるような幅広いケースに対応していく

(次のスライド参照)

再確認：障害者虐待類型について



職場内虐待防止研修用冊子	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（抜粋）
① 身体的虐待 (叩く、殴る、蹴る、つねる、正当な理由がない身体拘束等)	一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。 ・ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する
④ 性的虐待 (性交、性器への接触、裸にする、わいせつな映像を見せる等)	二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。
③ 心理的虐待 (脅し、侮辱、無視、嫌がらせ等で精神的に苦痛を与える等)	三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。 ・ 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・ 話しかけ等を無視する。 ・ 「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしてください」などの交換条件を提示する。 ・ 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
② 放棄・放置 (食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない等)	四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・ 他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・ 話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。
⑤ 経済的虐待 (本人の同意なしに年金・賃金・財産や預貯金を処分する等)	五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。



身体拘束等の禁止の規定

「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」

(身体拘束等の禁止)

第三十五条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)**を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、**やむを得ず身体拘束等を行う場合**には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会**(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための**指針**を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための**研修**を定期的を実施すること。

※ この条文が、指定居宅介護事業以外の各事業においても準用されている。

(私見) 「禁止」という言葉が強く、「緊急やむを得ない場合を除き」という限定的な規定がされていることで、「身体拘束等は悪いことだ」というイメージになっていないでしょうか



身体拘束等の具体的な内容 「手引き」 P 3 4

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（参考）介護保険では

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。



これって身体拘束？

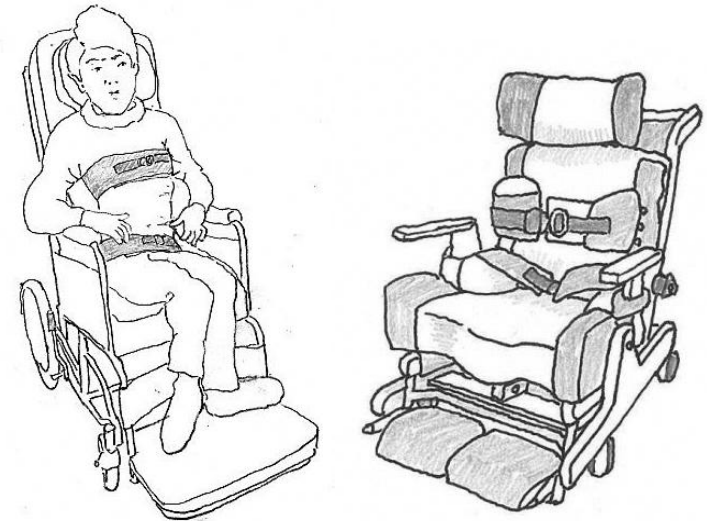
座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用

座位保持装置等にみられるように障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではありません。

ただし、座位保持装置等であっても、ベルトやテーブルをしたまま障害者をいすの上で漫然と長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、座位保持装置等を使用する場面や目的・理由を明確にし、ご本人並びに家族の意見を定期的に確認し（モニタリング）、その意見・同意を個別支援計画に記載することが必要です。

(座位保持装置等の例)

(手引き P 39)





これって身体拘束？

安全のためのベルト、ベッド柵、部屋の施錠

身体拘束等です

特に行動障害のある利用者が興奮して他の利用者を叩く、噛みつく等の行為や自分自身の顔面を強く叩き続ける等の行為があるときには、やむを得ず利用者を居室に隔離したり、身体を拘束したりする等の行動制限を行わざるを得ない場面があります。そのような場合に、やむを得ず行動制限をする必要があったとしても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏む必要があります。

行動制限をすることが日常化してしまうと「切迫性」「非代替性」「一時性」のいずれも該当しなくなり、いつの間にか身体的虐待を続けている状態に陥っていたということにもなりかねません。

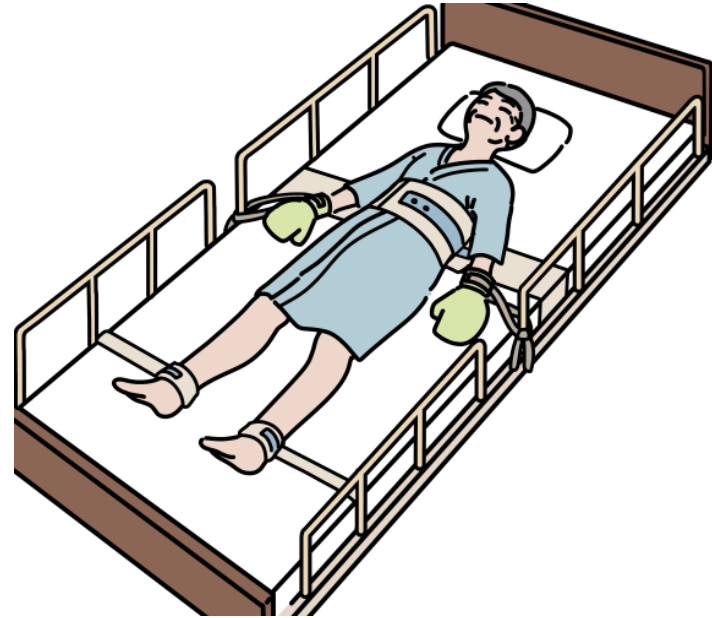
行動障害がなぜ起きているのか、周囲の環境調整などで行動障害を軽減できないか、本人にとってより楽な方法はないか、等々、検討して身体拘束の適正化を進めます。



これって身体拘束？

医療機関での身体拘束

精神科病院では限定的に容認されていますが、その有り様への問題提起は多い
例えば、自傷他害を防止するためのベッドへの拘束、部屋への閉じ込め



一般病院では

介護分野や障害分野のような規制はありませんでしたが、診療報酬改定で、身体拘束の適正化が求められるようになりました。

判例では、必要やむを得ないと認められる事情がある場合にのみ許容される、とされています。 = 3要件と同様



これって身体拘束？

治療時の抑制

- 「『抑制』だから身体拘束ではない」という意見もありますが？
 - ⇒ 「抑制」という言葉を使っても、本人の行動を制限するものであり、身体拘束に該当すると考えられるのではないのでしょうか。
 - ⇒ 「抑制」しないことがかえって本人の安全を損なうものであるのなら、「身体拘束ではない」とするのではなく、やむを得ず行うものとして、「切迫性、非代替性、一時性の3要件を満たしているか」の判断をしていくべきではないのでしょうか。
- そう考えると
 - ・ 治療・検査時に誰でも行われる「身体拘束」
例えば、MRI検査時の身体の固定 ⇒ 必要な「身体拘束」
 - ・ 障害者、子ども、高齢者ゆえに行われる「身体拘束」
例えば、注射時に身体を押さえる ⇒ 現状仕方ないけど、しないようにできれば



「安全のため」をどう考えますか？

- 身体を自由を制限しても安全のために必要なもの
例えば、自動車のシートベルト・チャイルドシート
危険な場所に立ち入らないようにする柵

↓↑

本人の身体機能や行動を制限する目的で行われ、廃止されるべきもの
例えば、「安全のため」と理由付けして車椅子にベルト固定して放置する

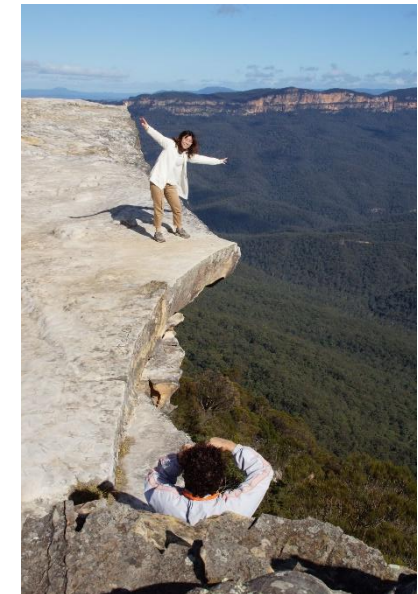
- 「安全のため」とばかり言っていては適切でないことも

危ないからと言って子どもに包丁の練習をさせないこと
(=行動の制限)は、「安全のためであり適切」でしょうか？
発達課題に応じた挑戦は必要です。

東尋坊に柵をつけるべきでしょうか？

「安全のため」に柵で立ち入り禁止にする？

東尋坊ではないですが落ちたら助かりません⇒





多角的な視点で判断

● 例えば、ベビーサークル

子どもについて 理解力、判断力のある子なら不要
多動で動き回ってしまう子なら必要

場面について 親が家事をしなければいけない場面なら必要
親子で遊ぶ場面ならサークルの外で

場面(親)について どうしようもなくイライラして子どもに当たってしまいそうなら、
児童虐待行為をしないようにクールダウンするために、子どもを
置いて離れることが必要なことがある

ベビーサークルも身体拘束と考えられます。

3要件を満たしたやむを得ない使用かどうかはケースバイケースです。

◎各種の身体拘束について、多角的な視点での判断が必要です。



身体拘束等を広く考えてみる

	切迫性	非代替性	一時性	
自動車のシートベルト	しないことの危険性は著しく高い	他に同等以上の安全性がある手段はない	自動車に乗っている間	絶対に必要な身体拘束 「身体拘束」だなんて考えないのが普通
歩ける人を車いすにすわらせシートベルトをつける	本当にそうしないと安全でないのか	本当に他の手段はないのか	本当に必要最小限の時間なのか	「廃止」を目指すべき
2階以上のアパートのベランダの手すり	ないことの危険性は著しく高い	安全性と各種の制限とのバランスで最善のものを設置	設備なので常時	絶対に必要な行動制限 「身体拘束」だなんて考えないのが普通
居住ユニットから出られないようにする鍵	切迫性があるのは利用者の一部？	個室施設では、トイレに行けないなどより強い拘束になる	夜間だけ？ 常時？	不可とは言えず、悩ましい
居住ユニットの男女間を分ける鍵				ないということは想定されない
保育園の散歩時に子ども同士手をつながせる	飛び出し防止のために動きを抑えるという視点では「身体拘束」かもしれないが、このような体験を通して子どもは、道路の右端を歩くこと、交通安全、集団行動などを学んでいく			保育園では適切。生活介護事業所だったら？



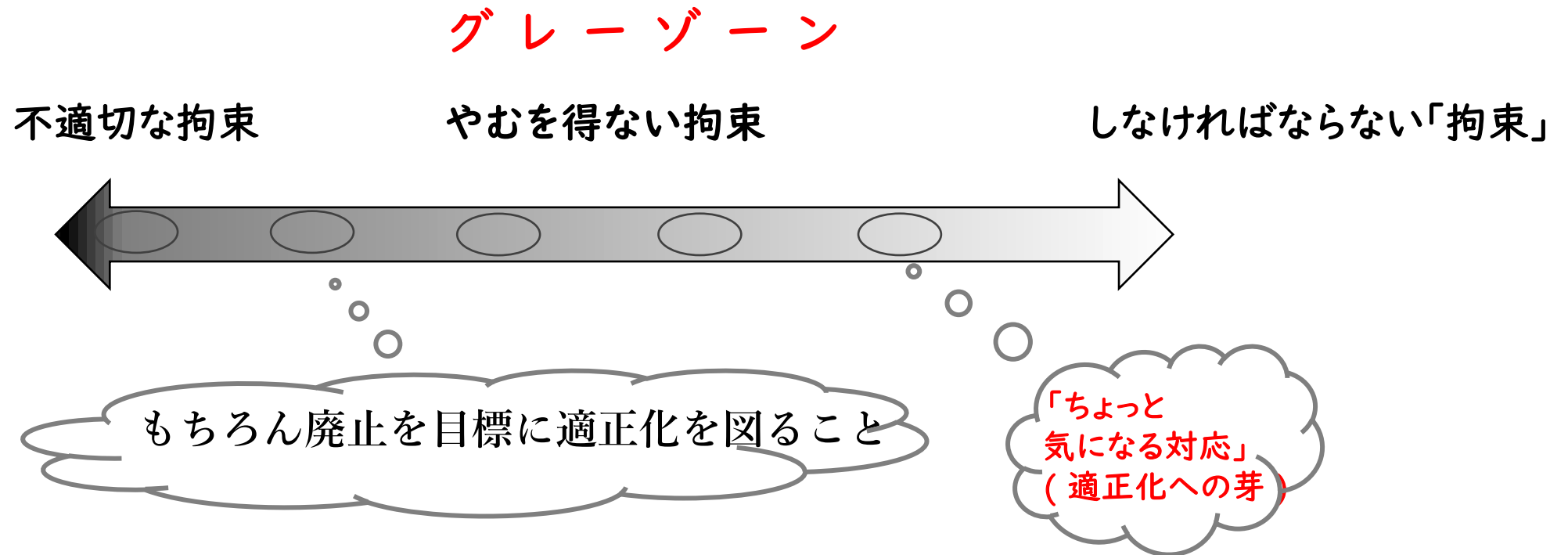
身体拘束等を広く考えてみる

	切迫性	非代替性	一時性	
採血を嫌がる人の手を押さえる	採血をしないと出来ない	言葉では抑えられない	採血中だけ	本人の同意がなくてもやる時はやる？
骨折治療時のギブス固定	標準的な治療法である		治療中	治療方針として本人同意
	「身体拘束」だなんて考えないのが普通（たぶん採血時の押さえも）			
座位保持装置のベルト	座位保持装置の目的（姿勢の維持、拘縮変形の防止等）に沿った使用は「身体拘束」ではなく、逆に使用しないことが不適切。目的外の装置の使い方をしたら「身体拘束」。			装置の適正な使用が必要
自傷行為防止のために、ミトン型の手袋を付ける	自傷行為で外傷を負う	目的のためにミトンが最適か 他の支援での自傷行為軽減を目指す	活動中はしない	手引きでは「手指の機能を制限するために」という限定が入っているけど・・・
聴覚過敏がある自閉スペクトラム症者のイヤーマフ	するとしないとでは大違い	他の手段もあるかもしれない	その人ごとの使用場面	寒い時の手袋と同じ
	「身体拘束」だなんて考えないのが普通（でも聴覚を制限するものです）			
ヘッドギア	（座位保持装置のベルトと）同様に、利用する人の安全性のみならずQOLの視点から個別支援計画において、必要性を明確化し、定期的に確認すること（モニタリング）が必要（手引きP39）			



身体拘束等も

「ちょっと気になる対応」(不適切な拘束の芽)を考える





(参考)身体拘束についての三河青い鳥医療療育センターでの整理

「手引き」を参考に、「身体拘束」を次のように区分しています。

施設・事業所であるとともに病院でもあるので2が入っていますが、他と視点が違うので要検討となっています。

4は、普段からは想定できないような精神不安定が起きた時などのための区分です。

	区分	考え方	実施手続き・記録	備考
0	身体の変形や拘縮を防止し、又は活動性を高める目的で用いる補装具（座位保持装置（座位保持装置付き車いすを含む）、装具など） 行動を抑制しないもの（頭部保護帽など）	使用する目的・理由から身体拘束と判断しない	使用する装具等の種類、その目的などを個別支援計画に記録	目的を逸して漫然と行われたいよう検討する
1	安全確保のために日常生活上で行う必要があるもの （番号0の区分に該当しない車いすのベルト、ベッド柵など）	利用者本人の障害の状況等から速やかに解除することはできないもの	あらかじめ説明し理解を得て実施。個別支援計画、モニタリングに記録。日々の記録は要さない。	目的を逸して漫然と行われたいよう検討する
2	検査、治療上で行われるもの	医療上必要な身体拘束	説明の上実施し、電カル等に記録	
3	あらかじめ緊急やむを得ず実施する状況が想定されるもの （精神状態が不安定になった時の対応など）	利用者本人の障害等の状況から緊急やむを得ず実施する状況の発生が想定されるもの	あらかじめ説明し理解を得る。個別支援計画に場面・方法を記載。実施したときは記録表（紙又は電カル）に記録。	
4	上記を除き緊急やむを得ず実施するもの	あらかじめ個別支援計画に想定が記載されていない緊急やむを得ない身体拘束	あらかじめの説明ができない緊急の場合、事後に説明。実施状況を記録表（紙又は電カル）に記録。	